

事 務 連 絡
平成23年10月7日

県内各大学
奨学金担当者 殿

茨城県教育庁高校教育課長

いわての学びの希望基金奨学金の周知について（依頼）

日頃より本県教育行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。
さて、岩手県教育委員会より、別添の写しのとおり標記奨学金の給付申請の開始の案内が来ておりますので、岩手県から避難し、貴校に在学している生徒に対し周知をお願いいたします。

なお、申請は岩手県教育委員会をお願いいたします。

また、申請に際しましては、学校長等記入欄がありますので、御協力をお願いいたします。

<提出先・問い合わせ先>

岩手県教育委員会事務局教育企画室

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1

TEL: 019-629-6108

FAX: 019-629-6119

<この文書に関する問い合わせ先>

茨城県教育庁高校教育課管理担当（担当：木村）

TEL: 029-301-5245





教 企 第 635号
平成23年10月 6日

各都道府県教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会教育長（公印省略）

いわての学び希望基金奨学金給付要綱の制定等について

岩手県では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により岩手県内に住所を有する両親又は父母のいずれか一方が死亡・行方不明となった小学生、中学生、高校生及び大学生等を対象とした原則として返還不要の給付型奨学金事業を行うこととし、別添のとおり給付要綱を定めましたのでお知らせします。

この事業では、東日本大震災津波により親を亡くしたため他県に引っ越した小学生等も奨学金の給付の対象としていることから、貴職管内の各学校関係に対し、当該奨学金事業を周知くださるよう御協力をお願いします。

なお、標記要綱に基づく奨学金の給付申請について、平成23年10月5日(水)から本県ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp>) にも掲載したことを申し添えます。

【担当】

教育企画室総務担当

TEL:019-629-6108（直通）

FAX:019-629-6119

E-mail:DB0001@pref.iwate.jp

いわての学び希望基金奨学金給付要綱

(目的)

第1 この要綱は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（平成23年3月11日に発生した地震及び津波をいう。以下「震災津波」という。）によって親が死亡し、又は行方不明となっている児童、生徒等に対する修学の支援を目的として給付するいわての学び希望基金奨学金（以下「奨学金」という。）についての申請手続き等について定めるものとする。

(対象者)

第2 奨学金の給付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 震災津波による理由により、生計を一にし、かつ、震災津波当時岩手県内に住所を有した親が死亡し、又は行方不明となっている者
 - (2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、同法第83条第1項に規定する大学（同法第91条に規定する専攻科及び別科並びに同法第97条に規定する大学院を除き、同法第108条に規定する短期大学を含む。以下同じ。））及び同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校であって岩手県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるものをいう。以下同じ。）に在籍し、満29歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める者に対しては、奨学金を給付することができる。

(奨学金の種類)

第3 奨学金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期金 1月を単位として給付するもの
- (2) 一時金 一時に給付するもの

(給付金額)

第4 定期金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を給付するものとする。

- (1) 小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する者 10,000円
 - (2) 高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1年次から第3年次までに限る。）、専修学校（高等課程及び一般課程に限る。）及び各種学校に在籍する者 30,000円
 - (3) 前2号に掲げる学校以外の学校に在籍する者 50,000円
- 2 一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を給付するものとする。

- (1) 小学校又は特別支援学校の小学部を卒業した者 50,000円
- (2) 中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者 100,000円
- (3) 高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校を卒業した者又は専修学校（高等課程及び一般課程に限る。）若しくは各種学校を修了した者 300,000円

(給付期間等)

第5 定期金を給付する月数は、在籍する学校の修業年限に12を乗じて得た月数（修業年限に定めのないものについては教育長が別に定める月数）とする。ただし、過去に、現に在籍する学校と入学資格が同一である学校に在籍したことがある者についてはこの項本文の月数から当該学校へ在籍した月数を控除した月数（過去に在籍した学校の在籍月数が現在在籍している学校の修業年限を超える場合にあっては、零）とし、現に入学資格が同一である学校の2以上の学校に在籍する者についてはそれらの学校の修業年限のうちいずれか最も長い修業年限に12を乗じて得た月数とする。

2 同一人に対してする第4第2項第3号に規定する一時金の給付は、1回限りとする。

（給付の申請）

第6 定期金の給付を受けようとする者（以下「1号申請者」という。）は、新たに給付を受けようとする者にあつては給付を受けようとする年度の5月1日から同月末日までの間に、申請時における保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）と連署した別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金給付申請書を、継続して給付を受けようとする者にあつては給付を受けようとする年度の4月1日から同月末日までの間に、報告時における保護者と連署した別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金現況報告書を、在籍する学校の校長を経て（岩手県外の学校並びに岩手県内の大学、専修学校及び各種学校に在籍する1号申請者にあつては、直接）教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 一時金の給付を受けようとする者（以下「2号申請者」という。）は、卒業又は修了する年度の3月1日から当該年度の翌年度の4月末日までの間に、申請時における保護者と連署した別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金給付申請書を、在籍し、又は在籍した学校の校長を経て（岩手県外の学校並びに岩手県内の専修学校及び各種学校に在籍し、又は在籍した2号申請者にあつては、直接）教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 学校の校長は、第1項の申請書若しくは報告書又は第2項の申請書を受理した時は、必要な事項を調査の上、市町村が設置する学校にあつては市町村教育委員会を経由し、市町村が設置する学校以外の学校にあつては直接、教育長に提出するものとする。

（給付等の決定通知）

第7 教育長は、第6第1項の規定による申請又は報告に基づき、定期金を給付し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者又は当該報告者に対して毎年度6月末日までに、別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金給付決定通知書により通知するものとする。

2 前項の規定は、第6第2項の規定による申請に基づき、一時金を給付し、又は給付しないことを決定した場合について適用する。この場合において、前項中「第6第1項の規定による申請又は報告」とあるのは「第6第2項の規定による申請」と、「定期金」とあるのは「一時金」と、「当該申請者又は当該報告者」とあるのは「当該申請者」と、「毎年度6月末日」とあるのは「申請のあった日の属する年の5月末日」と読み替えるものとする。

（給付の方法）

第8 定期金は、毎年度4月から7月までの各月分を7月20日までに、8月から11月までの

各月分を11月20日までに、12月から翌年3月までの各月分を3月20日までに、第7第1項の規定に基づき給付することの決定を受けた者（以下「1号受給者」という。）に対して給付するものとする。

2 一時金は、第6第2項の規定による申請のあった日の属する年の5月末日までに、第7第2項の規定に基づき給付することの決定を受けた者（以下「2号受給者」という。）に対して給付するものとする。

（給付の決定の取消し等）

第9 教育長は、1号受給者又は2号受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消すとともに、1号受給者については、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の定期金の給付を打ち切るものとする。

（1）第2に規定する要件を欠いたとき。

（2）奨学金の給付を受けることを辞退したとき。

（3）その他奨学金を給付することが適当でないとき。

（給付の停止）

第10 教育長は、1号受給者が休学したときその他この奨学金の給付の目的に反する使途に充てていると認めるときは、定期金の給付を停止することができる。

2 教育長は、前項の規定により定期金の給付を停止された者の停止の理由が消滅したと認める場合は、当該消滅した日の属する月から奨学金を給付するものとする。

（給付の決定の取消し等の通知）

第11 教育長は、第9の規定による奨学金の給付の決定の取消し又は第10の規定による定期金の給付の停止を決定したときは、奨学金を受給している者（当該者が死亡した場合には、その保護者）に対して、別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金給付決定取消し（停止）通知書により通知するものとする。

（給付された奨学金の返還）

第12 1号受給者及び2号受給者は、第11の規定による奨学金の給付決定の取消し（停止）通知書による通知を受けた場合において、取消し又は停止に係る部分に関し、既に奨学金が給付されているときは、教育長の命ずるところにより奨学金を返還しなければならない。

（在籍状況等の確認）

第13 教育長は、1号受給者の毎年度9月末日現在の在籍状況について、10月末日までに、第6第1項に規定する申請書又は報告書に記載された学校に対して確認を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育長は、奨学金の給付に関して必要な事項を調査するものとする。

（届出事項）

第14 1号受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金異動報告書を、在籍し、又は在籍していた学校の校長を経て（岩手県外の学校並びに岩手県内の大学、専修学校及び各種学校に在籍し、又は在籍していた者にあつては、直接）教育長に提出しなければならない。この場合において、当該受給者が提出できないときは、その保護者が提出するものとする。

- (1) 学校を退学、休学、復学又は転学したとき。
 - (2) 奨学金の給付を辞退しようとするとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (5) 保護者が変更になったとき。
 - (6) 保護者の住所又は氏名に変更があったとき。
 - (7) 定期金の振込先に異動があったとき。
 - (8) 他の都道府県から、この要綱による奨学金と同様の給付型の資金等の給付の決定を受けたとき。
- 2 第6第3項の規定は、前項の報告書について準用する。この場合において、第6第3項中「第1項の申請書若しくは報告書又は第2項の申請書」とあるのは、「第14第1項に規定する報告書」と読み替えるものとする。

(平成23年度の特例)

- 第15 平成23年度の定期金の給付の申請は、第6第1項の規定にかかわらず、平成23年10月1日から同年11月末日までの間に行わなければならないものとする。
- 2 第2第1項に該当し、又は該当した者であって、平成22年度中に第4第2項各号のいずれかに該当した者（震災津波による理由により平成23年4月中において該当することとなった者を含む。）に対して、当該者の申請により、一時金を給付するものとする。
 - 3 前項の申請は、平成23年10月1日から同年11月末日までの間に行わなければならない。
 - 4 第1項又は前項の規定による申請に基づき、奨学金を給付し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して平成23年12月28日までに、第7に規定する通知書により通知するものとする。
 - 5 第1項の定期金（4月から11月までの各月分に限る。）及び第2項の一時金の給付は、前項の規定により、奨学金を給付することが決定した者の指定する口座に平成23年12月28日までに振り込むことにより行うものとする。

(補則)

- 第16 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月29日から施行する。

(表)

いわての学び希望基金奨学金給付申請書

平成 年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

いわての学び希望基金奨学金給付要綱第2第1項に規定する給付の対象者に該当するので、同要綱第6の規定により下記のとおり給付の申請をします。

記

給付申請する奨学金の種類		<input type="checkbox"/> (年度分) 定期金		<input type="checkbox"/> 一時金	
申請者の内容	(よみがな) 児童、生徒等の氏名・印、生年月日	() (昭和 平成 年 月 日生)		⑩	
	現住所・電話番号	〒 ()			
	現在の在籍学校等	学校名・学年等	(学校の名称) (学科、学部等の名称) (在籍年次) (修業年限)	第 年次 年	
	電話番号・FAX	〒 () FAX ()			
	今年度の在籍予定	月 日から 月 日 (翌年度進級 今年度卒業 予定)	休学 予定	有・無	
現在の保護者の内容	よみがな 氏名・印・続柄	() (申請者との続柄)			
	住所・電話番号	〒 ()			
定期金、一時金を通じて初めて申請する者のみ記載	被災時の申請者の修学等の状況	(学校の名称) (学科、学部等の名称) (在籍年次) 第 年次 ・ 未就学			
	亡くなった又は行方不明である親の氏名	(申請者との続柄)			
	亡くなった又は行方不明である親の被災場所及び原因	(申請者との続柄)			
	亡くなった又は行方不明である者が親以外である場合のその事情				
振込口座	金融機関名	支店名			
	フリガナ	預金種別	普通・当座		
	口座名義	口座番号			
【学校長等記入欄】					
上記の申請者は、記載のとおり (<input type="checkbox"/> 本校に在籍する <input type="checkbox"/> 本校を卒業した (見込み含む。)) ことを証明し、いわての学び希望基金奨学金の給付対象者に該当すると思われま					
す。 年 月 日					
学校所在地 _____					
学 校 名 _____					
代表者 職・氏名 _____ ⑩					

- 備考1 奨学金種類欄は、該当する□のいずれかにレ点を付してください。
 2 振込口座は、申請者名義の口座を記入してください。
 3 裏面の添付書類に係る留意事項を参照し、添付書類を添付してください。

添付書類に係る留意事項

1 必ず添付する書類

受給者（児童生徒等）名義の預貯金口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類。

※ 預貯金通帳の1ページ目にはカナ表記の**名義人等**が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを添付してください。

2 定期金を初めて申請する時に添付する書類

学校に在籍することを証する書類

※ 在籍する学校から在籍証明書を発行してもらってください。

3 一時金を申請する時に添付する書類

卒業した（卒業見込みである）ことを証する書類

※ 卒業した又は卒業する学校から、その旨の証明書を発行してもらってください。

4 以下の添付書類は、1人の児童生徒等について、定期金又は一時金を初めて申請するときのみ添付してください。

(1) 親が震災津波により亡くなったこと又は行方不明であることを証する書類

(2) 亡くなった又は行方不明である者が親であることを証する書類

(3) 現在の保護者との関係を証する書類

※ (1)から(3)までについては、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などで証明してください。

(4) 現在の住所を証する書類

※ 住民票、公共料金の請求書等で住所が記載されたものなどで証明してください。

(5) その他教育長が必要と認める書類

※ 添付された書類で、上記(1)から(4)までの内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求めることがあります。

2から4までの書類は、表面の「学校長等記入欄」欄に記載がされ、学校の代表者印が押印された申請書により申請する者については、添付不要です。

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や住民票の発行等に係る手数料については、申請者負担になりますので、証明したい内容を市町村の発行窓口で説明した上で、誤りのないように申請してください。

(表)

いわての学び希望基金奨学金現況報告書

平成 年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

受給者住所 _____
 氏名 _____ ㊟
 保護者氏名 _____
 住所 _____ ㊟

いわての学び希望基金奨学金の給付に係る _____ 年4月1日現在の現況について、いわての学び希望基金奨学金給付要綱第6第1項の規定により下記のとおり報告し、併せて _____ 年度分の奨学金の給付について申請します。

記

受給者の現況	(よみがな) () 児童、生徒等の氏名		
	〒 _____ ☎ ()		
	学校名・学年等	(学校の名称) (学科、学部等の名称) (在籍年次) (修業年限) _____ 第__年次 ____年	
	現在の在籍学校等	電話番号・FAX ☎ () FAX () 在籍状況 <input type="checkbox"/> 在籍中 <input type="checkbox"/> 休学中 休学の場合の休学の時期及び理由 【時期】 ____年 ____月 【理由】 _____	
保護者の現況	よみがな 氏名・続柄 () (受給者との続柄)		
	〒 _____ ☎ ()		
振込口座	金融機関名	支店名	
	フリガナ	預金種別	普通・当座
	口座名義	口座番号	_____
<p>【学校長等記入欄】 上記の受給者は、記載のとおり 本校に在籍することを証明します。 ____年 ____月 ____日 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 代表者 職・氏名 _____ ㊟</p>			

備考1 在籍状況欄は、該当するいずれかの□にレ点を付してください。
 2 振込口座は、受給者名義の口座を記入してください。

添付書類に係る留意事項

1 必ず添付する書類

受給者（児童生徒等）名義の預貯金口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類。

※ 預貯金通帳の1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを改めて添付してください。

2 1の添付書類のほかその他添付書類が不要な報告者

表面の「学校長等記入欄」欄に記載がされ、学校の代表者印が押印された申請書により申請する者については、添付書類は不要です。

3 1の添付書類のほかその他添付書類が必要な報告者

2に該当する申請者以外の申請者は、次の書類を添付してください。

(1) 学校に在籍することを証する書類

※ 在籍する学校から在籍証明書を発行してもらってください。休学中である場合は、その旨の証明書を発行してもらってください。

(2) その他教育長が必要と認める書類

※ 添付された書類で、上記(1)の内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求めることがあります。

証明書の発行等に係る手数料については、申請者負担になります。

いわての学び希望基金奨学金給付決定通知書

先に申請のあったいわての学び希望基金奨学金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

(給付することを決定した場合)

いわての学び希望基金奨学金について、次表のとおり給付することを決定する。

申請者(受給者)氏名	(受給者番号)		
申請者(受給者)住所			
学校名等及び学年	第 学年		
保護者氏名	(申請者(受給者)との続柄)		
給付に係る事項	定期金	一時金	
	給付金額 円 (月額 円)	円 (第4第2項第 号該当)	
給付対象	年 月 日 から 年 月 日 まで	年度卒業分	
振込口座	金融機関	預金種別	口座名義
	支店		口座番号
備考			


- 摘要 1 定期金は、「給付金額」欄の金額の3分の1の額が、それぞれ7月20日、11月20日、3月20日までに、振込口座に振り込まれます。
 2 一時金は、「給付金額」欄の金額の全額が、卒業又は終了した年度の翌年度の5月末日までに、振込口座に振り込まれます。
 3 申請内容に、異動が生じた場合は、遅滞なく「いわての学び希望基金奨学金異動報告書(様式第5号)」を提出してください。

(給付しないことを決定した場合)

いわての学び希望基金奨学金について、次の理由により給付しないことを決定する。

(理由)

年 月 日
様

岩手県教育委員会教育長 

備考 決定した内容に応じて、適宜適用されない部分を削ることができる。

いわての学び希望基金奨学金給付決定取消し(停止)通知書


年 月 日付で決定したいわての学び希望基金奨学金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 事 項	<input type="checkbox"/> 給付決定取消し <input type="checkbox"/> 停止	奨学金の種類	<input type="checkbox"/> 定期金 <input type="checkbox"/> 一時金
受 給 者 氏 名		受 給 者 番 号	
学校名等及び学年			
決 定 理 由			
摘 要			

年 月 日

様

岩手県教育委員会教育長 

(表)

いわての学び希望基金奨学金異動報告書

平成 年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

受給者住所 _____
 氏名 _____ ㊟
 保護者氏名 _____
 住所 _____ ㊟

いわての学び希望基金奨学金の給付申請等の届出事項について、下記のとおり異動がありましたので、いわての学び希望基金奨学金給付要綱第14第1項の規定により届け出ます。

記

1 異動年月日
 年 月 日

2 異動の理由

[_____]

3 異動の内容

第14第1項 該当号	異動前	異動後
第1号	学校名: _____ 学部・学科等: _____ 年 次: 第__年次 に在籍。	<input type="checkbox"/> 退学した。 <input type="checkbox"/> 休学した。 <input type="checkbox"/> 復学した。 <input type="checkbox"/> 転学した。 学校名: _____ 学部・学科等: _____ 年 次: 第__年次
第2号		いわて学び希望基金奨学金の受給を辞退する。
第3号		年 月 日 死亡
第4号	氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 () _____	氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 () _____
第5号	保護者名前 _____ 保護者住所 _____	保護者名前 _____ 保護者住所 _____
第6号	電話番号 () _____	電話番号 () _____
第7号	金融機関名 _____	金融機関名 _____
	支店名 _____	支店名 _____
	フリガナ _____	フリガナ _____
	口座名義 _____	口座名義 _____
	預金種類 普通・当座	預金種類 普通・当座
第8号		都道府県名 _____ 給付決定年月日 年 月 日

【学校長等記入欄】

上記の受給者(保護者)から、記載のとおり報告書の届出があり、報告書の内容に相違はありませんので、その旨証明し、提出します。

年 月 日

学校所在地 _____
 電話番号 () _____
 学校名 _____
 代表者 職・氏名 _____ ㊟

- 備考 1 該当するものすべてについて、左欄に「○」印をし、異動前後の状態を記入してください。
 2 振込口座は、受給者名義の口座を記入してください。
 3 裏面の添付書類に係る留意事項を参照し、添付書類を添付してください。

添付書類に係る留意事項

1 添付書類が不要な申請者

表面の「学校長等記入欄」欄に記載がされ、学校の代表者印が押印された報告書により申請する者については、第7号に該当する場合以外は、添付書類は不要です。

2 添付書類が必要な申請者

1に該当する受給者以外の受給者は、次の書類を添付してください。

(1) 第1号に該当する場合

その事実を証する書類

※ 休学及び復学の場合には在籍する学校から、転学の場合には転学先の学校から、退学の場合には在籍した学校からその事実の証明をしてもらってください。

(2) 第3号に該当する場合

亡くなったことを証する書類

※ 戸籍抄本（個人事項証明書）、住民票の除票などで証明してください。

(3) 第4号に該当する場合

氏名又は住所を変更したことを証する書類

※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、住民票、公共料金の請求書等で住所が記載されたものなどで証明してください。

(4) 第5号に該当する場合

新しい保護者との関係を証する書類

※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などで証明してください。

(5) 第6号に該当する場合

保護者の住所が又は氏名が変更になったことを証する書類

※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、住民票、公共料金の請求書等で住所が記載されたものなどで証明してください。

(6) 第7号に該当する場合（該当する場合は、※の添付書類を必ず添付してください。）

受給者（児童生徒等）名義の預貯金口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類。

※ 預貯金通帳の1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを添付してください。

(7) 第8号に該当する場合

他の都道府県から、給付型の資金等の給付を受けることを証する書類

※ 他の都道府県から通知された給付決定通知書等の写しを添付してください。

(8) その他教育長が必要と認める書類

※ 添付された書類で、上記(1)から(7)までの内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求めることがあります。

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や住民票の発行等に係る手数料については、申請者負担になりますので、証明したい内容を市町村の発行窓口で説明した上で、誤りのないように申請してください。